

地域公共交通確保維持改善事業における 事業評価制度について

令和4年11月
国土交通省 四国運輸局

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するもの

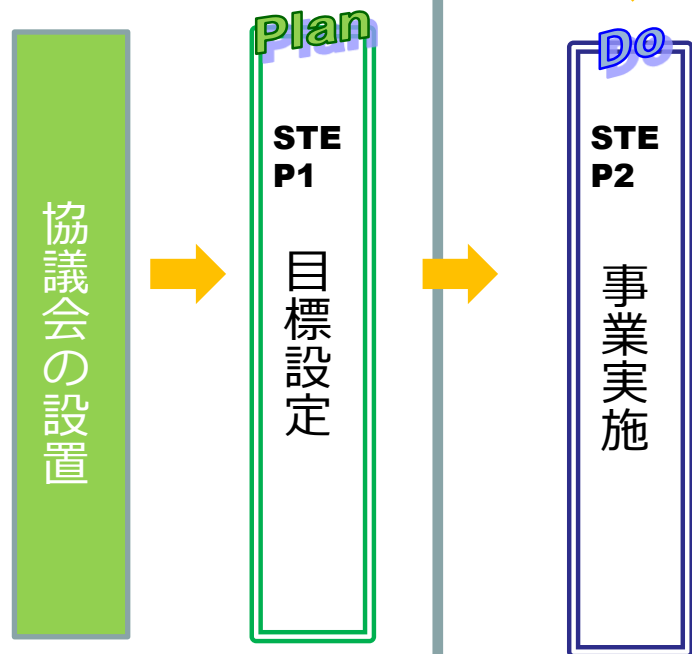
継続的事业（確保維持事業）

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になる

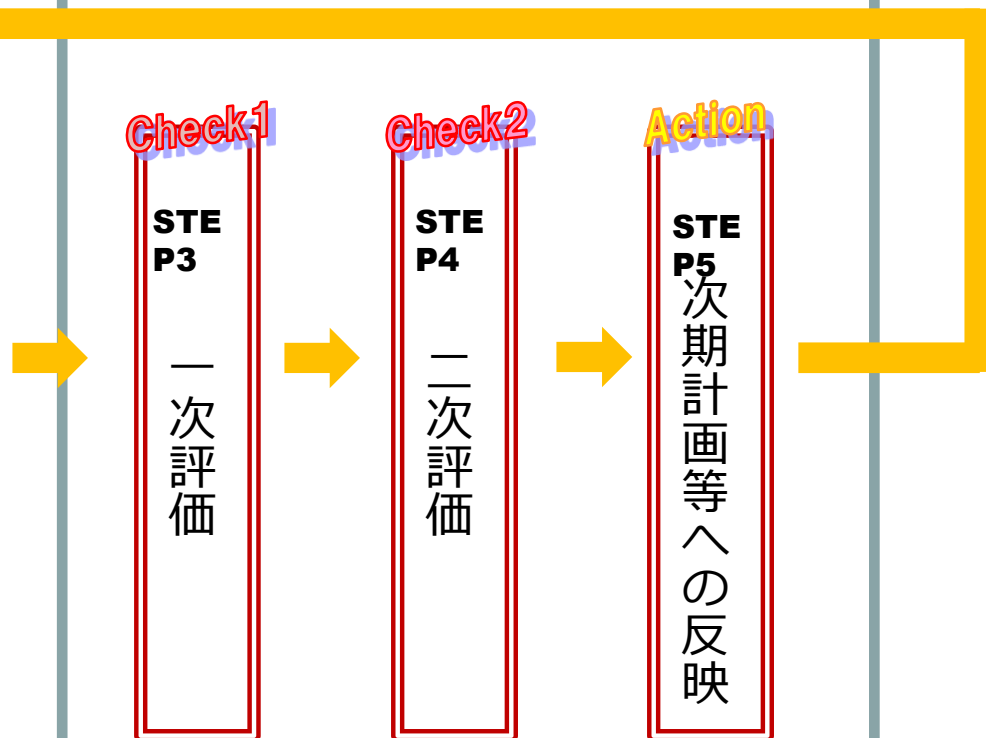
単年度事業（バリア解消促進等・調査等事業）

実施した事業の意義を確認し、今後のより効果的・効率的な事業実施につなげる

生活交通確保維持改善計画等の策定



事業評価の実施



Plan

STEP1 目標設定

地域が“目指す姿”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

Do

STEP2 事業実施

Check1

STEP3 一次評価(自己評価)

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2

STEP4 二次評価

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

Action

STEP5 次期計画等への変更

一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通確保維持改善計画(又は地域公共交通計画)や、今後の地域の取組(後続事業・類似事業)へ反映させる

二次評価の実施対象は、事業の性質に応じて決められている。

→ バリアフリー及び鉄道安全については、事業と効果の関係が明確であることから、二次評価を不要としている。

事業名（補助メニュー名）		一次評価	二次評価
確保維持事業		要	要
バリア解消促進等事業	バリアフリー	要	不要
	利用環境改善	要	要
	鉄道安全	要	不要
調査等事業	計画策定	要	要
	計画推進	要	要
MaaSの実装に向けた基盤整備事業		要	要

(注) 一次評価については、全ての補助メニューを対象として実施する。